東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータ派遣制度実施要綱

（制定）令和6年12月18日
6環資産第449号
（改正）令 和8年8月 4日
8環資産第285号

（目的）

第１条　この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、産業廃棄物処理業の循環経済への移行を支援・促進するため、循環経済移行促進コーディネータ（以下「コーディネータ」という。）を派遣する事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めることにより、本事業の適切な運営を図ることを目的とする。

（コーディネータの派遣対象）

第２条　コーディネータの派遣対象は、次のいずれかの要件を満たす事業者（以下「派遣先事業者」という。）とする。

（１）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）第14条第１項及び第６項の産業廃棄物の収集又は運搬及び処分を業として行う者（以下「産業廃棄物処理業者」という。）であり、都内に産業廃棄物の収集又は運搬及び処分を行う事業場を有する者であること。

（２）前項の事業者と連携する産業廃棄物の排出事業者、又は回収した産業廃棄物を原料として再生加工した材料を自ら製造する製品または包装材等に使用し、又はこれを販売する事業者（以下「再生材使用事業者」という。）であること。

（コーディネータの派遣を依頼できる者）

第３条　コーディネータの派遣を依頼できる者（以下「依頼者」という。）は、次の要件を満たすものとする。

（１）前条の派遣対象事業者の役員又は社員であること。

（本事業の委託）

第４条　本事業の一部は、都と業務委託契約を締結した者（以下「受託者」という。）が実施する。なお、受託者は、都のＨＰで、受託者の名称、住所、電話番号等を公開する。

（コーディネータ業務の内容）

第５条　本事業におけるコーディネータの業務（以下「コーディネータ業務」という。）の内容は、依頼者が実施する循環経済への移行に資する取組について、廃棄物処理プロセスやマテリアルフロー等に応じた技術的観点からの適切な助言を提供するものである。コーディネータ業務の具体的な内容は、前条の業務委託契約における仕様書において定め、都のＨＰで公表する。

（本事業の業務分担）

第６条　本事業は、次に掲げる業務分担に基づき、都、受託者及びコーディネータが行うものとする。

（１）都の分担業務

ア　本事業の運営及び周知

イ　依頼者に対するコーディネータ派遣決定の通知

ウ　受託者に対する派遣先事業場へのコーディネータ派遣の指示

エ　受託者に対するコーディネータ業務に関する助言及び情報の提供

（２）受託者の分担業務

ア　コーディネータ業務を適切に実施することができるコーディネータの選任

イ　依頼者からのコーディネータ派遣依頼の受付

ウ　都からの派遣の指示に基づき行うコーディネータの派遣先事業場への派遣

エ　コーディネータに対するコーディネータ業務に関する指示

オ　コーディネータの管理・監督

カ　コーディネータの資質を向上させるために必要な指導・教育の実施、コーディネータマニュアルを適宜更新

キ　コーディネータを選任した際の都への報告

ク　コーディネータ業務終了時及び委託契約の終了時の都へのコーディネータ業務の実績の報告

（３）コーディネータの分担業務

ア　受託者の指示に基づき、その管理・監督の下に行うコーディネータ業務の実施

イ　コーディネータ業務終了時の受託者への当該コーディネータ業務の実績の報告

（コーディネータの派遣手続）

第７条　コーディネータの助言を受けようとする者は、東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータ派遣制度実施要領（以下「要領」という。）の定めるところにより、資源循環推進部長にコーディネータの派遣を依頼するものとする。

２　資源循環推進部長は、前項の規定による依頼があった場合において、コーディネータの派遣を必要と認めたときは、要領の定めるところにより、受託者に対しコーディネータの派遣を指示するとともに、依頼者に対しコーディネータの派遣決定を通知するものとする。

（コーディネータの選任）

第８条　受託者は、第６条第２号アに規定するコーディネータの選任に当たっては、要領に定める要件を満たす者のうちから、業務内容に応じて適切な者を選任しなければならない。

（従事者証の交付等）

第９条　資源循環推進部長は、受託者から第６条第２号キに規定する報告を受けたときは、選任されたコーディネータに対し、要領の定めるところにより、コーディネータ業務に従

事している者であることの証明書（以下「従事者証」という。）を交付するものとする。
２　コーディネータは、派遣先事業場を訪問する際は、従事者証を携帯するとともに、依頼者からの求めに応じ提示しなければならない。

（職員の訪問等）
第 10 条　資源循環推進部長は、コーディネータの活動状況の把握等のため、又はその他必要に応じて、職員に、依頼者の同意を得て、派遣先事業場を訪問させることができる。
２　前項の職員は、派遣先事業場を訪問する際は、身分証を携帯するとともに、依頼者及び事業者からの求めに応じ提示しなければならない。

（受託者の守秘義務）
第 11 条　受託者は、本事業の実施上知り得た秘密を厳守しなければならない。
２　受託者は、前項の規定を遵守するため、要領の定めるところにより、依頼者との間で秘密保持契約の締結その他必要な措置をとらなければならない。

（金品の授受の禁止等）
第 12 条　受託者及びコーディネータは、依頼者との間において、金品の授受を行ってはならない。
２　コーディネータは、公正にコーディネータ業務を行うものとし、特定のサービスや事業者等に不当な利益又は不利益を与えるような助言を行ってはならない。

（依頼者及び事業者の費用負担等）
第 13 条　依頼者は、コーディネータの派遣及びコーディネータ業務の実施に必要な費用を負担しないものとする。
２　都、受託者及びコーディネータは、コーディネータの助言に基づき依頼者が循環経済への移行に向けてサービスや設備等の利用や導入等を行った際に必要となる費用を負担しないものとする。

（免責）
第 14 条　コーディネータによる助言や事業者の紹介（以下「紹介先事業者」という。）に基づき、依頼者が行う、サービスや設備の利用・導入や紹介先事業者との連携等に関しては、当該依頼者がその内容、規模等を判断の上、すべて依頼者自身の責任において行われるものとする。都及び受託者、コーディネータは、その品質、適法性、適時性、正確性、完全性、信頼性、適合性、事故、損失またはその他の点について一切の保証を行わないものとする。

（委任）
第 15 条　この要綱に規定するものを除くほか、本事業の実施について必要な事項は、要領で定める。

附 則（令和６年１２月１８日付６環資産第４４９号）

この要綱は、令和６年１２月１８日から施行する。

附 則（令和８年８月４日付８環資産第２８５号）

この要領は、令和８年８月４日から施行する。